

住民監査請求申立書

平成27年8月3日

松山市監査委員 殿

野志克仁松山市長に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

1. 松山市は、平成27年当初予算案に、松山市菅沢町の株式会社レグの産業廃棄物最終処分場支障等除去事業として、債務負担金56億700万円を計上して、3月議会で可決成立した。この産業廃棄物最終処分場支障等除去事業の原因は、松山市職員の重大な不作為、職員の重大な職務の怠慢、職員の重大な過失によるものであり、この責任は、松山市の当時の行政の最高責任者の中村時広元市長に有ると考えられます。

よって、56億700万円は、中村時広元市長が、支払うべき金額であり、この56億700万円は、違法・不当な支出であり、現在の松山市の行政の最高責任者の野志克仁市長が松山市に56億700万円の損害を与えたのであります。監査委員に、野志克仁市長に対して56億700万円の請求することを求める。

2. 中村時広元市長の責任の詳細を説明して行きます、問題の1つ目は、添付書類に依りますと株式会社レグは、愛媛県管轄下の時、昭和61年11月18日に産業廃棄物処理施設設置許可を昭和62年3月2日に産業廃棄物処理業の許可を取得しています。この昭和61年の許可の申立の時から松山市は関与していきまして、菅沢町の土地に水路が有るのを把握しています、水路が有れば当然、汚染水または、灰濁水の流出は、考えられることです。

3. 問題の2つ目は、遮水工の未設置部分から未処理の浸出液が流出するおそれがあることなどから、愛媛県が平成8年4月24日以降6回にわたり立入調査による指導を行ったが、すべての指導事項の改善には至らなかったことを松山市は、把握していました。

平成10年4月1日に松山市に移管した時点で残余容量は、株式会社レグから12400m³との報告があり、既に許可容量の9割以上が埋め立てられていたのです。この時点で松山市が測量を行っておれば、容量の超過を確認出来たはずですが、また、現地調査をすれば、地下水路出口から

の灰濁水を確認出来たはずですが、株式会社レグからの報告を鵜呑みにした大きな失態です。

4. 問題の3つ目は、平成13年11月～平成15年10月までの間に、松山市の資料では、代表取締役が3回交代し、それに伴い他の取締役等も交代し、新旧の取締役等が役員交代の無効を求めて裁判で争い、経営が混乱していたと記述されていますが、閉鎖事項全部証明書に依りますと職務代行者を含めると、代表取締役が8回交代しています、異状な状態です。

5. 以上の様な時、平成16年3月29日に現在の廃棄物処理法第14条第6項の産業廃棄物処分業の許可申請書が提出されましたが、その時点で松山市が現地調査を行っておれば、地下水路出口からの灰濁水が確認出来たはずですが。

以上の事から、平成16年3月29日付の産業廃棄物処分業の許可申請は、廃棄物処理法第14条第10項第1号の申請者の能力に問題があり拒絶すべき事案だったと考えられます。

6. 次に、平成17年3月11日に産業廃棄物処理施設軽微変更届出書が提出されましたが、最終処分場の容量を21140^m増加する申請ですが、この前年の平成16年10月14日の測量で、最終処分場の許可容量を8705^m超過していることが確認されましたが、株式会社レグから、場内整備により2338^mの残余容量を確保出来たとの報告があったため、松山市は、現地確認を行ったと記載されていますが、11tダンプ800台余りの11043^mの廃棄物を場内整備で、どの様に処理したのか、私には理解できません。

それ以上に、松山市が現地確認したとは、何を確認したのか、理解できません。松山市職員の手抜き・怠慢は、目に余る事態です。この変更届出書を受理したのは、大きな間違いです。

7. 平成16年10月14日の測量で、最終処分場の許可容量を超過が確認された時点で、株式会社レグの産業廃棄物処分業・産業廃棄物処理施設の許可・産業廃棄物収集運搬業の許可を取消すべきでした。しかしながら8年遅れて平成24年6月19日に取消していますが、遅きに失したと思われれます。8年間、灰濁水の垂れ流しを放置したのです。

8. 平成21年3月30日に産業廃棄物処分業の許可申請で3000tの容量増加の許可をしていますが、これも大きな間違いです。
9. 以上の経過から総括してみますと、菅沢町の土地に水路が有るのを把握し、その上、平成16年10月14日の測量で許可容量の超過を確認したのちに、2度も容量の増加を認めれば、地下水路出口からの灰濁水の流出は、当然予測出来たことであります。
10. 以上の事案から、株式会社レグの産業廃棄物処理施設の地下水路出口からの灰濁水の流出及び最終処分場の許可容量の超過を見逃し・黙認して被害の拡大を招いた。

松山市の行政の対応は、やるべき事を怠り、拒絶すべき事案を受理して行政機関の機能を果していない事態が、株式会社レグの産業廃棄物最終処分場支障等除去事業を行う事になったのですが、この責任は、当時の松山市の行政の最高責任者の中村時広元市長にあるのです。

この除去事業の56億700万円は、中村時広元市長が支払う金額です。56億700万円の松山市の支出は、違法・不当な支出であり、現在の松山市の行政の最高責任者の野志克仁市長が松山市に56億700万円の損害を与えたのです。

よって、監査委員に、野志克仁市長に対して56億700万円の請求することを求める。

2 請求者

住所	省 略
職業	省 略
氏名	省 略
電話番号	省 略

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

添付書類

- 1 松山市役所から情報公開により入手した資料
- 2 履歴事項全部証明書の写し
- 3 閉鎖事項全部証明書の写し